2022 年 9 月定例県議会 総括質疑

2022 年 10 月 5 日 日本共産党 吉田英策県議

吉田県議

日本共産党の吉田英策です。はじめに知事にお尋ねします。

一、汚染水の抑制対策について

ALPS処理水・汚染水の海洋放出について、「反対」の大きさは変わりません。福島民報の県民世論調査でも、「理解が広がっていない」は 52%と「理解が広がっている」の 38%を上回っています。政府・東京電力の約束である「関係者の理解が得られなければ海洋放出しない」に照らせば、海洋放出は断念すべきです。これ以上県民を分断すべきではありません。

国や東京電力は、タンク保管の継続と、地下水の抑制対策に本気で取り組むことであり、県は、 それを強く求めるべきだと思います。

地質の専門家である、福島大学の柴崎先生らのグループが従来工法による広域遮水壁と集水井戸での地下水抑制対策を提案しています。県は、施設の事前了解の回答時に「抜本的な地下水対策を求める」とうたいました。

国や東京電力に求めている地下水等の抜本的な流入抑制対策とはどのようなものか、知事の考えを尋ねます。

内堀雅雄知事

お答えいたします。

汚染水の発生・抑制のためには、その原因となる原子炉建屋等への地下水や雨水の流入抑制が重要であります。国および東京電力は、本年6月、フェーシングや凍土遮水壁などの重層的な対策に加え、汚染水発生量のさらなる低減に向けて、建屋貫通部の局所止水を行う方針を決定したほか、外壁全面止水や広域遮水壁についても、検討を行うとしたところであります。

県としては、国・東京電力に対し、これらの新たな取り組みも含め、中長期ロードマップの目標 達成はもとより、汚染水発生量のさらなる低減が図られるよう、さまざまな知見や手法を活用した 対策、つまり地下水等の抜本的な流入抑制対策に取り組むことを引き続き求めていく考えでありま す。

吉田県議

再度知事にお尋ねいたします。

東電が示した局所対策や広域での止水対策では、私は不十分だと思っています。局所的な対策では、作業員の被ばくの可能性もあるわけです。国・東京電力は、海洋放出ありきで進めています。だから実現不可能なこうした提案してきているのだと思います。県が事前了解回答時に、フェーシング、凍土壁と並行して抜本的な対策を求めているわけですから、県は、研究者が提案している在来工法での広域遮水壁や集水井戸の提案を国・東京電力に求めるべきだと思います。知事の考えを

もう一度お尋ねします。

内堀知事

汚染水の発生抑制対策につきましては、国および東京電力は広域遮水壁についても検討を行うとしております。県としては、さまざまな知見や手法を活用し、原子炉建屋等への地下水の抜本的な流入抑制対策に取り組むことを求めているところであります。引き続き、国および東京電力の検討状況を廃炉安全監視協議会等により確認をしてまいります。

吉田県議

東電が求めている(検討した)のは、広域遮水壁でも粘土壁の遮水壁です。これでは抑制対策には不十分だと思います。やはり、本県の研究者が提案している在来工法での広域遮水壁、集水井戸での提案を県は国に求めていただきたいと思います。

二、新型コロナウイルス感染症の陽性者の全数把握について

政府は、新型コロナウイルス感染者の報告を感染者数は報告するが、氏名、住所の報告は高齢者、 重症化リスクのある人に限定する見直しを先月から行いました。

これでは、感染者全体をつかむことはできず、陽性者の体調の急変に対応できない、県民の命を 守ることはできないと思います。

発生届出の対象外である陽性者の体調急変にどのように対応するのか、県の考えを尋ねます。

保健福祉部長

発生届出の有無に関わらず、急な発熱など体調が変化した場合には、看護師が常駐するフォローアップセンターにおいて、24 時間相談に対応する他、医療を必要とする場合には保健所や医療機関と連携し、確実に医療につながる体制を整えております。

吉田県議

今言われたコールセンター (フォローアップセンター) での対応では、感染者からの連絡を待つだけの対応になると思います。陽性者一人ひとりに寄り添う対応が必要です。軽症者の氏名や住所を把握しなければ、適切な対応はできないと思います。今後第8波の到来も予想される中で、県独自でも感染者の詳細な把握を行うことが、体調急変に対応できることだと思います。部長の答弁をもう一度お願いします。

保健福祉部長

陽性と診断された場合にはですね、医療機関、それから陽性者登録センターから必ず療養のご案内を差し上げております。本人が不安にならず、安心して療養できるよう 24 時間対応のフォローアップセンターの連絡先をお伝えしているところでございます。

吉田県議

県民の命にかかわる問題です。県独自の対応も行うべきだと思います。

三、インフルエンザワクチンの接種費用について

過去2年間大きな流行が無かったインフルエンザの流行も今後予想され、コロナとの同時流行が 心配されています。インフルエンザの大流行を抑えるためにインフルエンザワクチンの接種補助を すべきではないでしょうか。

インフルエンザワクチンの定期接種の費用について、自己負担が生じないよう補助すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

保健福祉部長

インフルエンザワクチンの定期接種の費用につきましては、すでに県内すべての市町村において、 65歳以上の方など、定期接種対象者へ費用の一部補助を実施しております。自己負担のあり方については、定期接種事業の実施主体である市町村が決定すべきものと考えております。

吉田県議

部長おっしゃるように、インフルエンザの大流行を防ぐために補助が実施されています。いわき 市では生後6か月から中学3年まで1回2,000円の補助があります。高齢者と基礎疾患の方には自 己負担1,400円で接種できます。インフルエンザの大流行を防ぐために、やはり県が全世代に対し て補助を行うことが必要と思いますが、再度答弁を伺います。

保健福祉部長

予防接種法におきまして、実施主体である市町村が地域の実情などを勘案して、実費の徴収の扱いや接種を受けた方から徴収する額などを定めることとされております。より多くの方に接種いただくために、定期接種の対象となる方にワクチンの有効性などをご理解いただくことが重要と考えておりまして、県の広報等を活用しまして周知に努めてまいります。

吉田県議

今後、コロナとインフルエンザの大流行が危惧されているわけですね。今までの状況と全く違う 状況がこれから発生する可能性があるわけです。ですから、インフルエンザの全世代への補助を真 剣に考えるべきだと思います。

四、物価高騰対策について

物価高騰の下で、食費や光熱費がかさんで生活苦の実態が広がっています。今月から、さらに食料品約 6,500 品目、値上げが予定されています。ウクライナ危機とアベノミクスでの「異次元の金融緩和」による円安の大きな原因だとされています。

政府・日銀は外国為替市場に介入し、円買い、ドル売りを行いましたが、一時的との見方です。 なぜそうなるのか、「日本が賃金の上がらない国」に陥っているからです。政治の責任で「賃金の上 がる国」にすることが今必要だと思います。 支援金の支給、医療費 2 倍化の中止、消費税 5 %への減税を行うとともに、最低賃金の引き上げが私は必要だと思っています。県内の最低賃金は今月から 30 円上がり 858 円です。低すぎます。中小企業の社会保険料の支援、大企業の内部留保への時限的課税をおこない、全国一律で 1,500 円に引き上げる、正社員やそうでない方も手取月収が 20 万円以上にする、こういう対策が必要だと思います。

中小企業の社会保険料の事業主負担を支援し、最低賃金を時給 1,500 円に引き上げるよう国に求めるべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

商工労働部長

最低賃金につきましては、国が最低賃金法に基づき、労働者の生計費や賃金、さらには企業の生産活動などの経済指標等を考慮して決定するものと考えております。

吉田県議

858 円の最低賃金では生活を守れないことは明らかです。OECD加盟国では、ドイツが 1,600 円、イギリスは 1,500 円です。最低必要な生計費は、都会も地方も 1,600 円以上が必要との調査もあるわけです。ですから 858 円は本当に低いと思います。県民のくらしを支えるために引き上げが必要だと思います。これは地方から声をあげて政府に求めることが、私は県民の暮らしを守る県の責任でもあると思います。部長の再答弁をお願いします。

商工労働部長

最低賃金につきましては、法に基づき組織される最低賃金審議会、これは公益代表、労働者代表、 使用者代表からなる審議会でございますが、こちらの答申を踏まえまして、都道府県労働局長が決 定することとされており、県といたしましては、これを尊重すべきものと考えております。

吉田県議

私は尊重するだけではダメだと思います。(最賃が)低いんだという声を地方からあげていくこと が必要と思います。都会でも地方でも最低必要な生活費はいま変わらないという調査もあるわけで すから、ぜひ審議会に求めていただきたいと思います。

五、放課後児童クラブについて

放課後児童クラブの経営は、新型コロナウイルス対策や原油価格の高騰、物価高騰の下で、施設 運営に困難を抱えています。緊急に電気、ガス、光熱費などへの支援が必要です。「新型コロナウイ ルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し光熱費等の支援ができるとされています。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、放課後児童クラブを支援すべきと 思いますが、県の考えを尋ねます。

子ども未来局長

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、市町村も交付対象となって

いることから、放課後児童クラブの実施主体であり、各施設の実情を把握している市町村が国から 直接交付を受けて、対応していくことが適当であると考えております。県といたしましては、臨時 交付金を積極的に活用するよう市町村に働きかけてまいります。

吉田県議

ぜひ市町村に対して、交付金を活用して、放課後児童クラブへの支援を強めるよう市町村へ(の働きかけ)強めていただきたいと思います。

次に、10 月から新たな処遇改善策が始まりますが、今までの制度を活用していなければ、制度を 継続して活用はできないことになっています。

放課後児童支援員の処遇改善臨時特例事業を実施している件数をお聞きします。

子ども未来局長

放課後児童支援員の処遇改善臨時特例事業を実施している件数につきましては、449件となっております。

吉田県議

当局からお聞きした数字ではありますが、処遇改善臨時特例事業は、民営で行っている所は86%が活用していると。公営で行っている所は38%が活用していると。全体で約7割がこの制度の使っているとお聞きしました。そうすると3割はこの制度を活用していないんですよね。10月からの新たな制度の下で、この3割はこれから申請しようとしても活用できないことになります。物価高騰、コロナの下で、支援員は子どもの健全な成長のために奮闘しているわけで、待遇で報いることが必要です。

放課後児童支援員の処遇改善にどのように取り組んでいくのか、考えをお聞きします。

子ども未来局長

放課後児童クラブにつきましては、市町村が実施主体でございまして、人件費など通常の運営に 必要な経費を国、県それぞれ子ども・子育て支援交付金として、市町村に交付する仕組みになって おります。今般の経済対策につきましても、同じ措置をするとなっておりますから、この主旨を踏 まえて、必要な対応をされるよう市町村に働きかけてまいりたいと考えております。

吉田県議

エッセンシャルワーカーの処遇改善は喫緊の課題だと思いますので、ぜひ取り組みを強めていた だきたいと思います。

六、原発事故による被災者支援について

次に中間指針の見直しを求めることについてです。

東京電力福島第一原発事故の被害者が東電や国に損害賠償を求めた集団訴訟において、政府が定

めた賠償指針を超える賠償を東電に命じた判決が確定しています。被害は県内全域に及び、県民全員が被害者です。8月29日に福島市で行われた原子力損害賠償紛争審査会の意見交換会で、白河市の鈴木市長は、「線引きされたことによる地域の分断」だと言い、「分断される理由はない。福島全体として考えてほしい」と訴えました。最高裁で確定した集団訴訟の判決を踏まえ、県内全域を対象とした賠償が必要です。

最高裁で確定した集団訴訟の判決を踏まえ、県内全域を対象とした賠償が実現するよう、中間指 針の見直しを国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

原子力損害対策担当理事

中間指針の見直しにつきましては、原子力損害賠償紛争審査会の検討状況を踏まえ、4月に引き続き、原子力損害対策協議会の要望活動を9月に実施し、判決等の調査、分析を進展させた上で、県民に混乱や不公平を生じさせないよう、指針の見直しを含め適切な対応を求めました。今後とも県内の状況を踏まえた賠償が的確になされるよう取り組んでまいります。

吉田県議

ぜひ国に強く求めていただきたいと思います。

次に原発事故後、福島県外に避難した避難者を支援する民間団体に支給してきた「帰還・生活再建支援補助金」についてです。支給範囲が狭められ、今まで支給していた家賃、電話代など一部対象外になっています。

支援団体は、「申請額の3分の1しか認められない。周知期間も短く、激変緩和措置もない」「補助金を削られたら今まで通りの支援ができなくなる」とこういう訴えです。

県外の民間団体が行う避難者支援への補助金を削るべきではないと思いますが、県の考えを尋ねます。

避難地域復興局長

県外の民間団体への補助金につきましては、本県の県外避難者が避難先で安心して暮らし、生活再建や帰還への効果が期待される事業に対し、国の復興財源を活用して補助するものであり、県民や国民から理解が得られ、必要な支援が継続できるよう事業の成果や健全性を確認しながら、適切な執行に努めております。

吉田県議

支援団体からは、人件費、家賃、電話代など今まで認められてきた経費が削られたと、そういう 訴えなんですね。補助の打ち切りは、避難者への支援の打ち切りに等しいと思います。削減せず例 年通り支給すべきですが、いかがでしょうか。

避難地域復興局長

この補助金につきましては、従来から、先程もご答弁申し上げました通り、避難者の生活再建、それから帰還の判断等に資する事業に対しての経費の補助ということでございまして、そういった

観点で昨年度、令和3年度におきまして、成果確認を現地に赴きまして、検査をいたしました結果、一部適正を欠く事例が確認をされたということでございます。具体的にはですね、団体の通常業務の運営費とか、あるいは報酬等に一部充当されている事例があったりとかですね、その他適正を欠くと思われる事例がございまして、3年度におきましても精算の段階で、減額あるいは返還措置ということで、当然当事者団体のご了解をいただいてということでございますが、そういった経緯を踏んでございます。従いまして令和4年度におきましては、そういった誤解とか疑義が生じないように、しっかりと補助対象について、明記をさせていただいて、今回の募集につきましても丁寧にご説明をし、いま採択をすすめているという状況でございまして、我々といたしましては、事業の効果と適正化というものを両立をさせながら、必要な支援を継続できるよう適切に運営していきたいというふうに考えてございます。

吉田県議

これは、今まで支出をしてきた経費です。それを削ってきていることは事実だと思います。支援 団体は(補助金を)削られれば、支援の打ち切りをせざるを得ないと、そういう訴えをしているわ けですから、継続して支給することを求めたいと思います。

委員長

吉田委員に申し上げます。

質問の途中ではありますが、暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

(再開)

委員長

定刻により会議を開きます。

吉田英策委員の質問を継続いたします。

七、河川整備について

2019年の台風19号でいわき市では、直接死8人を含め13人が亡くなる甚大な被害を出しました。 いま夏井川の復旧工事が進んでいます。住民団体は、堤防のかさ上げや堤防決壊部分だけではない 堤防の両面ブロック張りを行うよう求めていますが、

夏井川の改良復旧事業について、市街地の区間は堤防の両面全体をブロックで補強すべきと思いますが、県の考えをお聞きします。

土木部長

夏井川の市街地区間における復旧につきましては、決壊箇所において、堤防の両面全体にブロックを設置するとともに、決壊箇所に隣接する区間において、洪水が堤防を越えた場合でも堤防が侵食され決壊しないよう、川側法面全体と、住宅地側の法面下部にブロックを設置し、堤防を補強することとしております。

吉田県議

住民の方が求めているのは、市街地区域全体の両面ブロック張りです。流量が確保できれば、大 丈夫というそういう説明ですが、市街地部の両面ブロック張りを検討すべきではないかと思います。 いかがでしょうか。

土木部長

夏井川の堤防のブロック補強につきましては、専門家で組織する夏井川堤防技術検討会におきまして、洪水時の越流水が住宅地側の堤防法面下部を洗掘したことが決壊の原因であるとされていることから、住宅地側の堤防法面下部をブロックで補強することが、決壊防止のための有効な方法であると考えており、引き続き計画に基づき改良復旧事業をすすめ、災害防止を図っていく考えであります。

吉田県議

次に、県管理河川における河道掘削や樹木の伐採を定期的に行うべきと思いますが、県の考えを お聞きします。

土木部長

河道掘削や樹木の伐採につきましては、増水時に流れを妨げる恐れのある箇所等において、重点 的に実施しており、今後とも日常の定期的なパトロールに加え、大雨による増水後の点検等により、 河川の状況を的確に把握した上で、対策が必要な箇所において、適時実施してまいります。

吉田県議

次に、河川内の民有地の取得についてお聞きします。複雑な権利関係や未登記地で所有者不明な 土地が工事の進捗を阻害しています。職員を増やす、様々な制度の活用、早急に用地を取得すべき だと思います。

県は、河川改修工事に必要な民有地の取得をどのように進めていくのかお聞きします。

十木部長

河川改修工事に必要な民有地につきましては、相続登記がなされないことによる権利者が不明な 土地の増加等が円滑な用地取得の支障となっていることから、権利者の調査や、用地交渉の外部委 託、相続財産管理制度など、さまざまな手法の活用により取得を進めております。さらに、来年度 から施行される土地に特化した新たな財産管理制度の活用も検討しながら、工事に必要な用地の取 得を進めてまいります。

八、高等学校統廃合について

県が強行した南会津高等学校と田島高等学校の統合校である南会津高等学校は、依然として地域 住民から中止を求める声があがっています。

田島高等学校と南会津高等学校の統合は一旦凍結して、住民との対話を行うべきと思いますが、

県教育委員会の考えをお聞きします。

教育長

田島高校と南会津高校の統合につきましては、これまで地域のみなさまに再編整備の必要性と、統合校の方向性を丁寧に説明するとともに、通学に不安を抱える生徒や保護者の声に応え、寄宿舎の整備を進めるほか、現在通学バスの運行について、南会津町と協議を行っております。引き続き来年4月の開校に向け、地域の意見を踏まえながら魅力的な学校づくりに取り組んでまいります。

吉田県議

いまだに通学の問題、地方創生のあり方など、地域からさまざまな意見、不満が出されています。こうした声に応えるために、教育長は引き続き対話などをする必要があると思いますが、いかがですか。

教育長

田島高校と南会津高校の統合につきましては、これまでもさまざまな機会において、その必要性と方向性を丁寧に説明してまいりました。今年2月定例会県議会において、条例改正のご議決をいただいてからも、6月に地域住民との懇談会を開催するとともに、町議会全員協議会に対してもご理解をいただくよう説明を行ってきたところでございます。

吉田県議

条例をつくった(条例改正した)といっても、問題は解決していないというのがこの統廃合問題だと思います。今後も話し合いを続けていくよう要望したいと思います。前期計画の状況を踏まえれば、後期実施計画は、統合や期日ありきで進めていくということはダメだと思います。

県立高等学校改革後期実施計画において、地域の理解が得られない統合は中止すべきと思います。 考えをお聞きします。

教育長

後期実施計画につきましては、8月までに再編整備の対象となるすべての地域において、1回目の改革懇談会を開催いたしました。懇談会では、統合後の地域や生徒への影響を心配する意見もだされましたが、統合の必要性や方向性について、いずれもご理解をいただいたところであり、引き続き統合校の特色化に向け、地域のご意見を伺いながら、魅力ある学校づくりを進めてまいります。

吉田県議

いわきで行われた懇談会でさまざまな意見がだされています。統合ありきでない進め方を望む声です。地域の声を無視した強引なやり方は、将来に必ず禍根を残します。「合意なき統合」は中止すべきだということを訴えて質問を終わります。

以上